

令和7年度 桑名市防犯カメラ設置補助事業について

安全で安心なまちづくりを推進し、地域の防犯活動を支援するため、自治会が新たに設置する防犯カメラに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 対象団体

桑名市内の自治会(各自治会及び連合自治会)

2. 補助対象となる防犯カメラ

- (1) 防犯対策を主目的とするもの
 - (2) 画像を撮影し記録する機能を有するもの
 - (3) 24時間継続撮影が可能なもの(動体検知も可)
 - (4) 夜間撮影可能なもの
 - (5) 公道又は公道に面した公園等公共空間を撮影するもの
 - (6) 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った維持管理を行うもの
 - (7) 5年以上継続して設置、運用するもの
- ※ リース・レンタル契約のカメラ、カメラ機能の無いダミーカメラは補助対象外となります。

3. 補助対象とする経費

防犯カメラ機器購入費、工事費、設置に係る第三者検証費用、各種申請手数料、
防犯カメラの設置を示す表示板の購入及び設置費
耐用年数経過後における全取替費用
※ 維持管理費(電気代、修理代、保守費用等)は対象となりません。
※ 令和7年度中に設置できない場合は、補助対象外となります。

4. 補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1とし、上限を15万円とします。
1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。

5. 申請受付期間

令和7年6月2日(月)から 市の予算枠に到達するまで <先着順>

～防犯カメラの管理・運用について～

自治会内で「設置・運用規程」を作成し、適正な管理・運営を行ってください。
設置場所については、その場所や施設の所有者・管理者と十分協議してください。
特にプライバシーの保護などには十分な配慮をお願いします。

申請先・問い合わせ先

桑名市中央町二丁目37番地 市役所2階

防災・危機管理課 危機管理室

電話:0594-24-1337 FAX:0594-24-2945

補助金申請手続きの流れ

1. 申請書の提出

防犯カメラ設置補助金の申請者(自治会長等)は、必要書類を揃え、危機管理室へ提出してください。

- 1 桑名市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書 (様式第1号)
- 2 防犯カメラ設置事業(変更)計画書 (様式第2号)
- 3 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面
- 4 防犯カメラの仕様がわかるカタログ等
- 5 防犯カメラの購入及び設置工事に係る見積書の写し
- 6 防犯カメラ設置事業承認証明書 (様式第3号)
- 7 防犯カメラ設置事業同意願兼同意書 (様式第4号)の写し又は設置に係る許可証等
- 8 防犯カメラ設置事業の撮影範囲に関する同意願兼同意書 (様式第5号)の写し
- 9 自治会で定めた防犯カメラの設置・運用要領
- 10 誓約書兼同意書
- 11 役員名簿

2. 交付決定・設置工事開始

申請内容の審査を行い、適当と判断された場合は、補助金交付決定通知書(様式第6号)を申請者宛に送付しますので、交付決定後に設置工事を開始してください。

※ 交付決定前に着手した工事の費用は補助対象外となりますので、ご注意ください。

3. 実績報告書の提出

設置工事の完了後、30日以内に、次の書類を危機管理室に提出してください。

- 1 桑名市防犯カメラ設置補助金実績報告書 (様式第10号)
- 2 防犯カメラの購入・設置等に係る請求書及び領収書の写し
- 3 設置した防犯カメラ及び表示板の写真及び位置図
- 4 設置した防犯カメラによって撮影した画像を印刷したもの

4. 完了検査の実施

実績報告書に基づいて、市職員が現地での調査を行います。

自治会の立会が必要となりますので、実績報告書提出時に日程調整をお願いします。

5. 請求書の提出

完了検査終了後、適当と判断された場合は、補助金額の確定通知書を送付しますので、交付を受けようとするときは、所定の請求書を提出してください。

6. 補助金交付

請求書の提出があった日から概ね30日以内に指定の金融機関口座へ補助金を振り込みます。

※ 提出する書類について、申請者(自治会長)の署名をもって記名・押印に代えることができます。
ただし、他人による代筆やゴム印の使用、パソコン等で印刷した場合は必ず押印をお願いします。
印鑑(スタンプ印は不可)はすべて同じものを使用してください。

※ 申請から請求書提出までの期間に自治会長が交代になった場合は書面で報告してください。